

議案第18号

北名古屋市憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について

北名古屋市憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、施設の老朽化により北名古屋市憩いの家とくしげを廃止するため、本条例を廃止する必要があるからである。

北名古屋市憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

北名古屋市憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第95号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。